

居宅介護支援事業所 太陽の家

重要事項説明書

(平成21年5月1日現在)

平成 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの利用契約に先立ち、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 太陽の家

担当介護支援専門員

加藤 玲子 ⑩

私は、居宅介護支援事業所 太陽の家の介護支援専門員から、本書面に基づいて重要事項説明を受け居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 ⑩

ご家族 住所

氏名 ⑩

1 事業所の概要

事業者	(有)アルファルファ アンド カンパニー
代表者	代表取締役 玉田 浩一
事業所の名称	居宅介護支援事業所 太陽の家
所在地	〒513-0808 三重県鈴鹿市西条町 495 番地の 1
事業所指定番号	三重県指定 2470301959
事業内容	居宅介護支援 受託予防支援 受託要介護認定調査
実施地域	鈴鹿市内（市外の利用者は交通費とし、当事業所より 訪問地の実測距離の片道分、500 円/kmいただきます。）
営業日	月～金曜日 9：00～17：00
休日	土・日曜日 祝祭日及びその振替休日 年末・年始
連絡先	059（383）-8889 fax 059（383）-7938
営業時間外連絡先	059（383）-8383（併設事業所職員が対応）
職員体制	管理者 1名 加藤 玲子 介護支援専門員 1名 加藤 玲子

2 事業所の運営方針

1. 利用者の意思、人格を尊重し、利用者の立場に立って援助します。
2. 要介護状態の軽減、悪化の防止を目標としたサービス計画を作ります。
3. 自宅で、できるかぎり自立した日常生活を送れるよう、サービスを提案します。
4. 公正中立な立場でサービスの情報を提供し、事業所の選択を援助します。
5. 保険者、医療機関、他の居宅事業者、サービス提供事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3 事業所のサービス内容

介護支援専門員は、1人35名以下の利用者を担当し、次のサービスを提供します。

1. **介護に関する相談**をうけ、利用者及びご家族の生活に対する意向を確認します。
2. 解決すべき課題を把握し、一緒にサービス利用の目標を考えます。
3. 利用可能なサービスについての情報を提供し、**事業者との連絡調整**にあたります。
4. **居宅サービス計画の作成** 上記を所定の文書にまとめて利用者及びご家族に同意を得ます。
5. **サービス担当者会議の開催** 利用者、ご家族、サービス提供事業者と共に計画内容を確認します。
6. サービス利用の開始後、毎月訪問して経過を**モニター**し、必要があれば変更します。また、毎月末には翌月分の**利用予定票**をお届けします。
7. **給付管理** サービス提供事業者から利用の報告を受け、国保連に給付管理票を提出します。
8. **代理申請** 要介護認定の更新または状態の変化に伴う変更申請の援助をします。
9. **施設入所への支援** ご希望があれば介護保険施設の情報を提供し、入所申込の支援をします。
10. **記録** 介護支援専門員は、サービスの提供を記録し、要請があれば閲覧していただけます。

4 利用料金

全額介護保険から支払われますので自己負担はありません。

居宅介護支援費（I）	要介護1・2	10,000円/月
	要介護3・4・5	13,000円/月

5 秘密保持

介護支援専門員、及び本事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らすことはありません。また、退職後も守秘義務があります。

6 苦情受付

利用者は、居宅介護支援及び他の居宅サービスの提供に関する苦情を申し立てることができます。



7 損害賠償

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8 その他

当事業所の介護支援専門員は、事業所外の研修に積極的に参加して新しい情報の収集を図ると共に、所内研修を通じて自己研鑽し、利用者により良いサービスを提供できるよう努めます。また、サービスの選択に当たっては、多様な事業者からより質の高いサービスが得られるよう協力関係を作ろうとしています。

9 ご注意

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、その度介護支援専門員の業務内容や利用者に関与した大幅な変更が実施されています。この重要事項説明書もその都度改定してまいります。